

(仮称) 北区シティプロモーションビジョン策定支援業務委託に関する
プロポーザル実施説明書

令和4年11月

東京都北区

第1 業務の概要

1 件名

(仮称) 北区シティプロモーションビジョン策定支援業務委託

2 業務目的

北区では、平成24年7月に策定した「北区イメージ戦略ビジョン（KISS）第2次行動計画」及び平成28年3月に策定した「北区シティプロモーション方針」（以下、合わせて「現行計画」という。）に基づき、区のイメージ向上を進めてきたところである。

今般、現行計画の体系を見直すとともに、現行計画における課題を整理し、北区民のシビックプライドを醸成していくため、今後北区に定着させたいイメージ及びその情報発信の方針を定める計画（仮称）北区シティプロモーションビジョン」以下、「新ビジョン」という。）を新たに策定する。

本件業務は、当該ビジョン策定のための支援業務を委託することを目的とする。

なお、「北区イメージ戦略ビジョン（KISS）第2次行動計画」及び「北区シティプロモーション方針」については、以下のURLより参照すること。

■北区イメージ戦略ビジョン（KISS）第2次行動計画

<https://www.city.kita.tokyo.jp/citypr/kuse/koho/kiss/kiss02.html>

■北区シティプロモーション方針

<https://www.city.kita.tokyo.jp/saihakken/cp/index.html>

3 業務内容

(1) 委託仕様 別紙1のとおり

(2) 委託期間 契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

(3) 予定価格 1,100万円（税込）

※上記予定価格の範囲内で提案すること。

※最低制限価格は設定しない。

※予定価格は、令和5年度予算議決をもって金額決定とする。

第2 公募型プロポーザル参加者に要求される資格等

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である令和4年11月17日現在において、以下の要件を全て満たしているものとする。

- 1 対象業務における北区での競争入札参加資格を有していること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- 3 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14 北総契第360号 平成15年3月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
- 4 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、北区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。
- 5 次のいずれかの受託実績を有すること。なお、三大都市圏とは東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、栃木県、群馬県及び茨城県）、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県）及び中京圏（愛知県、岐阜県及び三重県）をいう。
 - ①平成29年度以降に特別区又は三大都市圏の市町村から、観光又はシティプロモーション分野に係る計画策定支援業務を受託
 - ②平成29年度以降に特別区又は三大都市圏の人口20万人以上の市から、観光又はシティプロモーション分野に係る具体的なプロモーション（PR冊子又はPR動画の企画制作、広報業務のコンサルティング、大規模なイベント（動員数1,000人程度）の実施その他特筆すべき自治体プロモーションへの参画）を受託
- 6 プロポーザル参加者が契約締結までの間に上記1から5までに規定する参加資格を有しなくなった場合又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

第3 募集から契約交渉順位決定までのスケジュール（予定）

令和4年11月4日（金）	プロポーザル公告／区ホームページ掲載 参加表明書の受付開始
令和4年11月17日（木）	プロポーザルに関する質問の受付開始 参加表明書提出期限
令和4年11月21日（月）	プロポーザルに関する質問の受付締切 質問に対する回答期限
令和4年11月28日（月）	提案書提出期限
令和4年12月下旬頃	第一次審査結果通知
令和5年1月下旬頃	第二次審査（プレゼンテーション）実施
令和5年2月上旬頃	第二次審査結果通知（交渉順位決定）

第4 提案書の審査基準及び審査方法

- 1 審査基準：別紙2のとおり
- 2 審査方法：審査委員会による二段階審査方式
 - (1) 第一次審査
提案書等の提出書類を審査し、上位3社程度を選定する。
 - (2) 第二次審査
提案書等（パワーポイント、プロジェクター等の使用可）に基づき1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行い、その後、選定委員から20分程度のヒアリングを行う。
なお、本業務を担当する実施体制表に記載の統括責任者及び業務責任者を含む3名以内の出席とし、プレゼンテーション及び質疑応答については、本件を主に担当する業務責任者を中心に実施するものとする。
審査内容については公表しない。

第5 プロポーザル実施説明書の公表・配布

- 1 公表期間
令和4年11月4日（金）から11月28日（月）正午まで
- 2 公表方法
 - (1) 北区ホームページ
 - (2) 入札室前掲示板（北区役所第二庁舎3階）
 - (3) シティプロモーション推進担当課窓口（北区役所第一庁舎3階1番）

3 配布方法

北区ホームページからダウンロードすること。

第6 プロポーザル参加手続きに関する事項

1 プロポーザル参加表明に関する事項

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 事業者概要（様式2）
- ③ 会社の概要が分かるパンフレット等
- ④ 「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し（裏面印鑑証明部分も含む）

(2) 受付期間

令和4年11月4日（金）から11月17日（木）正午まで

(3) 提出方法

郵送又は持参（11月17日（木）必着）

(4) 提出場所・問い合わせ先

〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

北区政策経営部シティプロモーション推進担当課（第一庁舎3階1番）

電話：03-3908-1364（直通）

E-mail：citypr-ka@city.kita.lg.jp

2 実施説明書及び仕様書その他プロポーザルに係る質問

(1) 受付期間

令和4年11月4日（金）から11月17日（木）正午まで

(2) 質問方法

- ① 電子メールでのみの受付とする。
- ② 宛先：citypr-ka@city.kita.lg.jp
- ③ メール件名は下記のとおり記載すること。
北区シティプロモーションビジョン策定支援業務委託に関する質問（会社名）
- ④ 文書は日本語で記述し、会社名、部署、担当者氏名、電話、メールアドレスを併記すること。

(3) 回答方法

令和4年11月21日（月）までに区ホームページに掲載する。

なお、回答に当たっては、質問をした者の会社名等は伏せて行うことと

する。また、質問をした者に対しては、区ホームページに掲載した旨の確認の連絡をメールにて送信する（確認メールが届かない場合は問い合わせること。）。

3 提案書の提出に関する事項

(1) 提出書類・部数

- ① 提案書等の提出について（様式3）
- ② 実績調書（様式4）
- ③ 実施体制表（様式5）
- ④ 価格提案書（様式6）

※見積書の内訳については、本業務の合計額についての税抜額及び消費税額を別々に記載し、それらの合計を税込額で明記すること。

- ⑤ 企画提案書（様式7）

※提案書の提出者が特定できるような記載は行わないこと。

(2) 提出期限

令和4年11月28日（月）正午まで

(3) 提出方法

(2)の提出期限までに、(5)に記載する提出場所へ電子メールにて提出すること。電子メール送付後は必ず(5)に記載する電話番号に連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(会社名)_応募申し込み書類提出」とすること。

提出書類の原本については、(2)の提出期限までに、郵送すること。なお、持参する場合は、(5)に記載する場所へ持参すること。

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出場所

〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

北区政策経営部シティプロモーション推進担当課（第一庁舎3階1番）

電話：03-3908-1364（直通）

E-mail：citypr-ka@city.kita.lg.jp

第7 審査結果の通知（予定）

1 第一次審査

提案書等の提出のあったものに対して、令和4年12月下旬以降書面により審査結果を通知する。

2 第二次審査

審査委員会で決定した契約交渉順位第1位及び第2位の者に対して、令和5年2月上旬までに書面により通知する。

3 上記1の契約交渉順位第2位までに入らなかったものに対して、理由を付し、令和5年2月上旬までに書面により通知する。

4 上記3の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）第1条に規定する区の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により所管課長に対して説明を求めることができる。

5 所管課長は、上記4に基づく説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

6 上記5の回答を受理した者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、区長に対して不服を申し立てることができる。

第8 受託候補者の選定及び公表

受託候補者は、第一次審査及び第二次審査の結果を合わせ、総合的に判断し、契約交渉事業者候補第1位及び第2位を選定する。

審査の透明性を図るため、本公募の応募状況、受託候補者等については、審査終了後、北区ホームページで公表する。

第9 その他の留意事項

- 1 無効となる参加表明書又は企画提案書等
参加表明書又は企画提案書等が次の条件の一つに該当する場合には無効とする場合がある。なお、無効となった時点でプロポーザルの参加者を失格とし指名停止措置を行うことがある。
 - (1) 提出方法、提出場所及び提出期間に適合しないもの
 - (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (5) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの
- 2 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出に伴った費用の全ては、参加表明書及び企画提案書等提出者の負担とする。
- 3 参加資格条件等を確認するため、必要に応じて資料の提出を求める場合がある。
- 4 提出期間以降における参加表明書又は企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- 5 提出された参加表明書及び提案書等は、審査を行うにあたり、必要な範囲において、複製を作成することがある。
- 6 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。なお、提出された参加表明書及び提案書等は、本業務委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- 7 参加表明書の提出後、応募の辞退をする場合は、プロポーザル参加辞退届（様式8）を提出すること。
- 8 本区からの事務連絡は原則、電子メールを使用する。なお、電子メール等の通信事故については、北区はいかなる責任も負わない。
- 9 提出書類の受付は、各提出期間内の休日を除く9時から17時までとする。ただし、受付最終日については正午までとする。

10 個人情報等に関する取り扱いについては、別紙3によるものとする。

11 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、審査委員会が定める。

第10 問い合わせ先

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

政策経営部シティプロモーション推進担当課（北区役所第一庁舎3階1番）

担当：松本 晋

電話：03-3908-1364（直通） FAX：03-3905-3422

E-mail：citypr-ka@city.kita.lg.jp